

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

		課税期間	．．～．．	氏名又は名称				
項			目		金額			
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）			①		円			
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）			②					
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）			③					
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①+②-③）			④					
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）			⑤		※申告書④欄へ			
2種類以上の事業を営む事業者の場合	課税売上高に係る消費税額の計算	区 分		事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額		
		事業区分別の合計額		⑥	※申告書「事業区分」欄へ 円	売上割合	⑫	円
		第一種事業（卸売業）		⑦	※〃	%	⑬	
		第二種事業（小売業）		⑧	※〃		⑭	
		第三種事業（製造業等）		⑨	※〃		⑮	
		第四種事業（その他）		⑩	※〃		⑯	
		第五種事業（サービス業等）		⑪	※〃		⑰	
	控除対象仕入税額の計算式区分					算出額		
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 〔（⑬×90%+⑭×80%+⑮×70%+⑯×60%+⑰×50%）／⑫〕					⑱ 円		
	1種類の事業で75%以上 $(\frac{⑦}{⑥} \cdot \frac{⑧}{⑥} \cdot \frac{⑨}{⑥} \cdot \frac{⑩}{⑥} \cdot \frac{⑪}{⑥}) \geq 75\%$ ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）					⑲		
2種類の事業を適用する75%以上の場合	⑦+⑧／⑥≥75%		④×〔⑬×90%+（⑫-⑬）×80%〕／⑫		⑳			
	⑦+⑨／⑥≥75%		④×〔⑬×90%+（⑫-⑬）×70%〕／⑫		㉑			
	⑦+⑩／⑥≥75%		④×〔⑬×90%+（⑫-⑬）×60%〕／⑫		㉒			
	⑦+⑪／⑥≥75%		④×〔⑬×90%+（⑫-⑬）×50%〕／⑫		㉓			
	⑧+⑨／⑥≥75%		④×〔⑭×80%+（⑫-⑭）×70%〕／⑫		㉔			
	⑧+⑩／⑥≥75%		④×〔⑭×80%+（⑫-⑭）×60%〕／⑫		㉕			
	⑧+⑪／⑥≥75%		④×〔⑭×80%+（⑫-⑭）×50%〕／⑫		㉖			
	⑨+⑩／⑥≥75%		④×〔⑮×70%+（⑫-⑮）×60%〕／⑫		㉗			
	⑨+⑪／⑥≥75%		④×〔⑮×70%+（⑫-⑮）×50%〕／⑫		㉘			
⑩+⑪／⑥≥75%		④×〔⑯×60%+（⑫-⑯）×50%〕／⑫		㉙				
【控除対象仕入税額】 （選択可能な計算方式による⑱～㉙の内から選択した金額）					⑳ ※申告書④欄へ			

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑪の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

## 「控除対象仕入税額の計算表」

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下となる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。